

さいたまけん わかものきほんじょうれい
埼玉県こども・若者基本条例

れいわろくねんじゅうがつじゅうはちにちこうふ
令和六年十月十八日公布

もくてき
(目的)

だいいちじょう じょうれい わかもの ゆう けんり ほしょう
第一条 この条例は、こども・若者が有する権利が保障さ
れ、こども・若者が主体性を持って、自分らしく健やかに、
かつ、幸せに成長すること（以下「子育て」という。）が
でき、及び安心してこども・若者を養育することができる
かんきょう せいび ほごしゃ よういくしゃ た わかもの
環境の整備により、保護者・養育者その他こども・若者を
よういく おもものこそだ こそだ きぼう よろこ かん
養育しようと思う者が子育て・子育てに希望や喜びを感
じ、幸せに過ごすことができる社会の実現を目指すため、
こそだ こそだ すいしん かん きほんりねん さだ けん せきむなら
子育て・子育ての推進に関し、基本理念を定め、県の責務並
びに保護者・養育者、学校・保育施設等、事業者、民間支援
だんだいおよ けんみん やくわり あき こそだ こそだ かん
団体及び県民の役割を明らかにし、子育て・子育てに関する
しさく そうごうてき けいかくてき すいしん もくてき
施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

ていぎ
(定義)

だいにじょう じょうれい わかもの しんせいじき
第二条 この条例において「こども・若者」とは、新生児期か
ら青年期に至るまでの間にある者で、心身の発達の過程に
あるものをいい、子育て・子育てに関する施策の対象となる
わかもの はんい しさく さだ
こども・若者の範囲は施策ごとに定めるものとする。

じょうれい こそだ こそだ かん しさく
2 この条例において「子育て・子育てに関する施策」とは、
きほんほう れいわよねんほうりつだいななじゅうなごう だいにじょうだいにこう
こども基本法（令和四年法律第七十七号）第二条第二項に
きてい しさく た こそだ こそだ しゃかいぜんたい ささ
規定するこども施策その他の子育て・子育てを社会全体で支
え、及び推進する施策をいう。

3 この条例において「保護者・養育者」とは、親権を行う者、未成年後見人、社会的養護を行う者その他子ども・若者を現に養育する者をいう。

4 この条例において「学校・保育施設等」とは、学校（幼稚園を含む。）、保育所、認定子ども園、社会的養護関係施設その他の子ども・若者が学び育つ場所をいう。

5 この条例において「民間支援団体」とは、子育て・子育ての推進を行うことを主な目的とする民間の団体をいう。

（基本理念）

第三条 子育て・子育ての推進は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

一 全ての子ども・若者について、個人として尊重され、その基本的人権が保障されること、人種、国籍、性別、障害の有無等による差別的取扱いを受けないこと、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されることなど、日本国憲法、児童の権利に関する条約及び子ども基本法の精神にのっとり、子ども・若者が有する権利が保障されること。

二 全ての子ども・若者について、その年齢及び発達 の程度に応じて、その意見が尊重されるとともに、その最善の利益が優先して考慮される社会が構築されること。

三 保護者・養育者その他子ども・若者を養育しようとする者が子育て・子育てに希望や喜びを感じるとともに、幸

せに^す過^すご^すす^すこと^すが^すで^すき^する^す環^{かん}境^{きやう}が^せい^び整^{せい}備^びさ^るこ^と。

よん けん しちやうそん がっこう ほいくしせつとう じぎやうしゃ みんかんしえんだんたい
四 県 市町村、学校・保育施設等、事業者、民間支援団体
およ けんみん がそれぞれの役割を認識し、子育て・子育ての
およ けんみん がそれぞれの役割を認識し、子育て・子育ての
すいしん しゅたいてき と く そうご れんけいきやうりよく
推進に主体的に取り組むとともに、相互に連携協力して
しゃかいぜんたい こそだ こそだ ささ
社会全体で子育て・子育てを支えていくこと。

けん せきむ (県の責務)

だいよんじやう けん ぜんじやう きほんりねん い か きほんりねん
第四 条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」とい
う。）にのっとり、国及び市町村との適切な役割分担を踏ま
え、子育て・子育てに関する施策を総合的かつ計画的に実施
し、及びその充実を図るものとする。

2 けん こそだ こそだ かん しさく じっし あ
県は、子育て・子育てに関する施策を実施するに当たって
は、国及び市町村と相互に連携を図るとともに、保護者・
養育者、学校・保育施設等、事業者、民間支援団体及び県民
の協力を得るよう努めるものとする。

ほごしゃ よういくしゃ やくわり (保護者・養育者の役割)

だいごじやう ほごしゃ よういくしゃ きほんりねん
第五 条 保護者・養育者は、基本理念にのっとり、こども・
わかもの しんしん すこ せいちやう じりつ にちじやうせいかつおよ
若者が心身ともに健やかに成長し、自立した日常生活及び
しゃかいせいかつ いとな つと
社会生活を営むことができるよう努めるものとする。

がっこう ほいくしせつとう やくわり (学校・保育施設等の役割)

だいろくじやう がっこう ほいくしせつとう きほんりねん
第六 条 学校・保育施設等は、基本理念にのっとり、こども・
わかもの あんしん まな あんぜん す ばしよ
若者が安心して学び、安全に過ごすことができる場所となる

よう^{つと}努めるとともに、^{がっこう}学校に^{ざいせき}在籍する^{じどうまた}児童又は^{せいと}生徒が^{がっこう}学校
^{せいかつ}生活を^{いとな}営む^{うえ}上で^{じゆんしゆ}遵守すべき^{きりつ}規律の^{さくてい}策定^たその他の^{がっこう}学校・^{ほいく}保育
^{しせつとう}施設等の^{うんえいまた}運営又は^{かつどう}活動に^{わかもの}こども・^{しゆたいてき}若者が^{さんかく}主体的に^{つと}参画するこ
とができるよう^{つと}努めるものとする。

2 ^{がっこう}学校・^{ほいくしせつとう}保育施設等は、^{ほごしゃ}保護者・^{よういくしゃおよ}養育者及び^{ちいきじゆうみんとう}地域住民等と
^{れんけい}連携を^{わかもの}図り、^{しゆたいてき}こども・^{まな}若者が^{かんが}主体的に^{およ}学び、^{おほ}考え、及び
^{こうどう}行動することを^{とお}通して^{せいちょう}成長することができるよう、^{ひつよう}必要な
^{しえん}支援に^{つと}努めるものとする。

^{じぎょうしゃ} ^{やくわり} (事業者の役割)

^{だいななじょう} 第七条 ^{じぎょうしゃ} 事業者は、^{きほんりねん}基本理念に^{こそだ}のっとり、^{こそだ}子育てを
^{すいしん}推進するための^{とりくみ}取組を^{おこな}行うよう^{つと}努めるものとする。

2 ^{じぎょうしゃ} 事業者は、^{こよう}その^{ろうどうしゃ}雇用する^{しよくぎょうせいかつおよ}労働者の^{かていせいかつ}職業生活及び^{かていせいかつ}家庭生活
における^{こそだ}子育て・^{こそだ}子育ての^{じゅうじつ}充実が^{はか}図られるよう、^{ひつよう}必要な^{こよう}雇用
^{かんきょう}環境の^{せいびおよ}整備及び^{かいぜん}改善に^{つと}努めるものとする。

^{みんかんしえんだんたい} ^{やくわり} (民間支援団体の役割)

^{だいはちじょう} 第八条 ^{みんかんしえんだんたい} 民間支援団体は、^{きほんりねん}基本理念に^{こそだ}のっとり、^{こそだ}子育て
^{かん}てに関する^{せんもんてき}専門的な^{ちしきおよ}知識及び^{けいけん}経験^{かつよう}を活用し、^{こそだ}子育て・^{こそだ}子育て
^{すいしん}を^{とりくみ}推進するための^{おこな}取組を^{つと}行うよう^{つと}努めるものとする。

^{けんみん} ^{やくわり} (県民の役割)

^{だいきゅうじょう} 第九条 ^{けんみん} 県民は、^{きほんりねん}基本理念に^{わかもの}のっとり、^{すこ}こども・^{すこ}若者の^{すこ}健や
^{せいちょう}かな^{かんしんおよ}成長に^{りかい}関心及び^{ふか}理解を^{つと}深めるよう^{つと}努めるものとする。

(こども^{けいかく}計画の^{さくてい}策定)

第十条^{だいじゅうじょう} 県^{けん}は、この^{じょうれい}条例の^{しゅし}趣旨を^{そんちよう}尊重して、こども^{きほんほう}基本法
第十条^{だいじゅうじょう}第一項^{だいいっこう}に規定^{きてい}する都道府県^{とどうふけん}こども^{けいかく}計画^い（以下^{いか}この^{じょう}条
において「こども^{けいかく}計画^{さだ}」という。）を定めるものとする。

2 県^{けん}は、こども^{けいかく}計画^{さだ}を定めるに^あ当たっては、こども^{わかもの}・若者を
含めた^{ふく}県民^{けんみん}の^{たよう}多様な^{いけん}意見を^{ちようしゆ}聴取するとともに、その^{いけん}意見を
反映^{はんえい}させるために^{ひつよう}必要な^{そち}措置^{こう}を講ずるものとする。

3 県^{けん}は、こども^{けいかく}計画^{もと}に基づく^{しさく}施策^{じっしじょうきよう}について、その^{じっしじょうきよう}実施^{じっし}状況^{じょうきよう}
の^{けんしやう}検証^{けんしやう}を行うとともに、その^{けっか}結果^{ぎかい}を^{ほうこく}議会^{およ}に報告^{ほうこく}し、及び
^{こうひよう}公表^{こうひよう}するものとする。

(体制^{たいせい}整備^{せいび}等^{とう})

第十一条^{だいじゅういちじょう} 県^{けん}は、^{こそだ}子育て^{こそだ}・^{かん}子育ち^{しさく}に関する^{しさく}施策^{しさく}があらゆる
^{ぶんや}分野^{かんけい}に関係^{かんけい}するものであり、^{そうごうてき}総合^{すいしん}的に^{じゅうよう}推進^{じゅうよう}することが^{じゅうよう}重要^{じゅうよう}で
あることに^{かんが}鑑^{かんが}み、^{かんけいぶきよく}関係^{おうだんてき}部局^{いっだいてき}が^{れんけい}横断^{れんけい}的かつ^{れんけい}一体的^{れんけい}に^{れんけい}連携^{れんけい}して
^{こそだ}子育て^{こそだ}・^{かん}子育ち^{しさく}に関する^{じっし}施策^{じっし}を実施^{たいせい}するための^{せいび}体制^{せいび}を整備^{せいび}す
るものとする。

2 県^{けん}は、^{こそだ}子育て^{こそだ}・^{かん}子育ち^{そうだん}に関する^{てきかく}相談^{おう}に^{おう}的確^{おう}に^{おう}応ずるための
^{たいせい}体制^{じゅうじつ}の^{はか}充実^{はか}を図るものとする。

3 県^{けん}は、^{しゃかいぜんたい}社会^{こそだ}全体^{こそだ}で^{すいしん}子育て^{すいしん}・^{すいしん}子育ち^{すいしん}を^{かんけい}推進^{かんけい}するために、^{かんけい}関係^{かんけい}
^{きかんおよ}機関^{みんかん}及び^{しえんだんたい}民間^た支援^{かんけいしや}団体^{そうご}その他の^{ゆうきてき}関係^{れんけい}者^{れんけい}の^{れんけい}相互^{れんけい}の^{れんけい}有機^{れんけい}的^{れんけい}な^{れんけい}連携^{れんけい}
^{かくほ}の^{つと}確保^{ゆうきてき}に^{れんけい}努めるとともに、その^{かくほ}有機^し的^しな^し連携^しの^し確保^しに^し資する
ための^{たいせい}体制^{せいび}の^{つと}整備^{つと}に^{つと}努めるものとする。

4 県は、子育て・子育てを支える人材を育成し、及び確保するために必要な施策を講ずるものとする。

(こども・若者等からの意見聴取及び意見反映)

第十二条 県は、子育て・子育てに関する施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該施策の対象となるこども・若者、保護者・養育者その他の関係者の多様な意見を反映させるため、こども・若者等からの意見の聴取その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、前項に規定する意見の聴取その他の必要な措置を講ずるに当たっては、こども・若者が当該施策について理解を深められるよう、その年齢及び発達の程度に応じた分かりやすい情報の提供に努めるものとする。

3 県は、こども・若者の多様な意見を聴取するため、その意見表明を支援する人材の育成及び確保を行うとともに、発達に特性があり、又はその可能性があること、社会的養護を必要とし、又は現に受けていることその他の様々な事情により意見を表明する上での困難を有するこども・若者の意見を聴取するために必要な施策を講ずるものとする。

(情報提供等)

第十三条 県は、子育て・子育てに関する制度又は取組に関する情報の収集及び整理を行うとともに、情報通信技術の活用を通じて、こども・若者及び保護者・養育者その他の当該情報を必要とする者に分かりやすく提供するよう努め

るものとする。

りかいそくしん
(理解促進)

だいじゅうよんじょう けん わかもの ゆう けんり かん けんみんとう
第十四条 県は、子ども・若者の有する権利に関する県民等
かんしんおよ かりかい ぶか じょうれいおよ じどう けんり かん
の関心及び理解を深めるため、この条例及び児童の権利に関
じょうやく しゅしおよ ないよう かん しゅうちけいはつ た ひつよう
する条約の趣旨及び内容に関する周知啓発その他の必要な
そち こう
措置を講ずるものとする。

2 けん がっこう じゅぎょう た きょういくかつどう
県は、学校の授業その他の教育活動において、子ども・
わかもの みずか ゆう けんり かんしん も りかい
若者が自らの有する権利に関心を持ち、理解することがで
けいはつ たいばつとう けんりしんがい
きるよう啓発するとともに、いじめ、体罰等の権利侵害から
みずか まも こんなん かか たす もと ほうほう
自らを守り、困難を抱えるときに助けを求める方法とし
さいたまけん こ けんりようごいいんかいじょうれい へいせいじゅうよんねん
て、埼玉県子どもの権利擁護委員会条例（平成十四年
さいたまけんじょうれいだいにじゅうよんごう だいさんじょうだいいっこう きてい さいたまけん こ
埼玉県条例第二十四号）第三条第一項に規定する埼玉県子
けんりようごいいんかい たい そうだんまた た ほうほう まな
どもの権利擁護委員会に対する相談又はその他の方法を学ぶ
ことができるよう、がっこう ほういくしせつとうおよ びんかんしえんだんたいとう
学校・保育施設等及び民間支援団体等と
れんけい ひつよう しさく こう
連携し、必要な施策を講ずるものとする。

3 けん こそだ こそだ しゃかい かん けんみん
県は、子育て・子育てにやさしい社会づくりに関する県民
とう かんしん りかい ぶか ひつよう しさく こう
等の関心と理解を深めるために必要な施策を講ずるものとし
る。

わかもの あんぜんおよ あんしん かくほ
(子ども・若者の安全及び安心の確保)

だいじゅうごじょう けん じんしゅ こくせき せいべつ しょうがい う む とう
第十五条 県は、人種、国籍、性別、障害の有無等にかかわ
すべ わかもの しゅたいてき まな かんが およ
らず、全ての子ども・若者が主体的に学び、考え、及び
こうどう わかもの あんぜんおよ あんしん
行動することができるよう、子ども・若者の安全及び安心を
かくほ ひつよう しさく こう
確保するために必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、^{けん} ^{わかもの} ^{はんざい} ^{じこ} ^{せいぼうりよく} ^{ぎゃくたい} 県は、^{ひんこん} ^{たいばつ} ^{しんしん} ^{けんこうまた} ^{はったつ} ^{ゆうがい} ^{ろうどう} 児童・若者を犯罪、事故、性暴力、虐待、^た ^{きがい} ^{まも} ^{ひつよう} ^{しさく} ^{こう} 貧困、いじめ、体罰、心身の健康又は発達に有害な労働その他の危害から守るために必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、^{けん} ^{がっこうせいかつ} ^{かてい} ^{じょうきょう} ^{ちいきしゃかい} ^{かんけいせい} 県は、^た ^{さまざま} ^{じじょう} ^{ふとうこう} ^た ^{にちじょう} 学校生活、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により、不登校、ひきこもりその他の日常生活若しくは社会生活を送る上で困難な問題を抱えること^も ^{わかものまた} ^{わかもの} ^{しえん} も・若者又はそのおそれのあること^も ^{わかもの} ^{しえん} も・若者を支援するため、^{そうだんたいせい} ^{せいび} ^た ^{ひつよう} ^{しさく} ^{こう} 相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(^{けん} ^{わかもの} ^{いばしょ} ^{すいしん} 児童・若者の居場所づくりの推進)

^{だいじゅうろくじょう} ^{けん} ^{わかもの} ^{あんぜん} ^{あんしん} ^す 第十六条 県は、^{だいじゅうろくじょう} ^{けん} ^{わかもの} ^{あんぜん} ^{あんしん} ^す 児童・若者が安全に、かつ、安心して過^ご ^す ^{じぶん} ^{あそ} ^{かつどう} ぐすことができ、自分らしくいられるとともに、遊び、活動^し ^{きゅうそく} ^{また} ^{しんらい} ^{にんげんかんけい} ^{きず} し、休息し、又は信頼できる人間関係を築くことができる^{たよう} ^{いばしょ} ^{すいしん} 多様な居場所づくりを推進するものとする。

2 県は、^{けん} ^{ぜんこう} ^{きてい} ^{いばしょ} ^{すいしん} ^あ 県は、前項に規定する居場所づくりを推進するに当たって^は ^{いばしょ} ^{わかもの} ^{いけん} ^{ひょうめい} は、その居場所づくりについて、児童・若者が意見を表明^し ^{およ} ^{さんかく} ^{ひつよう} ^{しさく} ^{こう} し、及び参画することができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(^{けん} ^{わかもの} ^{しんしん} ^{せいちょうおよ} ^{はったつ} ^{かんきょうせいび} 児童・若者の心身の成長及び発達の環境整備)

^{だいじゅうななじょう} ^{けん} ^{だれ} ^{あんしん} ^う ^{そだ} 第十七条 県は、^{だれ} ^{あんしん} ^う ^{そだ} 誰もが安心して、^う ^{そだ} 児童を生み、育てること^と ^{かんきょう} ^{せいび} ^し ^{わかもの} ができる環境の整備に資するため、^{わかもの} ^{しんしん} ^{せいちょうおよ} 児童・若者、^{ほごしゃ} ^{よういくしゃ} ^{たけんみん} ^{わかもの} ^{しんしん} ^{せいちょうおよ} 保護者・養育者その他県民が^は ^{わかもの} ^{しんしん} ^{せいちょうおよ} 児童・若者の心身の成長及び^は ^{わかもの} ^{しんしん} ^{せいちょうおよ} 発達に関する適切な知識を持つことができるよう、^は ^{わかもの} ^{しんしん} ^{せいちょうおよ} 必要な

施策を講ずるものとする。

2 県は、前項の環境を整備するに当たり、特に性に関する問題について、子ども・若者がその年齢及び発達の程度に応じて、情報提供、助言その他の必要な支援を受けることができるよう体制を整備するものとする。

(子ども・若者の主体的な学びの機会の確保)

第十八条 県は、全ての子ども・若者が、その置かれている状況にかかわらず、教育を等しく受けることができるとともに、その興味又は関心に応じて主体的に学ぶことができる機会が確保されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、幼児期の教育及び保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを踏まえ、全ての幼児について、愛着が形成された上で、必要な体験及び遊びを通じた質の高い教育及び保育を受けられるよう、必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、全ての子ども・若者が、その年齢及び発達の程度に応じて、自然体験、社会体験、職業体験及び文化芸術体験に参加することができる機会が等しく確保されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

4 県は、全ての子ども・若者が、その個性や本人の意思等に応じて多様な進路の選択を適切に行い、将来の自立した社会生活につながられるよう、その能力を発揮することができる環境の整備、キャリアコンサルティング、就業機会の確保の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（保護者・養育者等に対する支援）

第十九条 県は、次に掲げる施策その他の妊娠、出産及び子育ての各段階に応じた支援を切れ目なく行うために必要な施策を講ずるものとする。

- 一 妊産婦及び乳幼児の保健及び医療に係る体制の充実
- 二 保育における待機児童の解消及び病児保育、一時預かりその他の多様な保育の需要に対応するための環境整備
- 三 放課後児童健全育成事業における待機児童の解消
- 四 子育てに関する学びの機会の確保及び情報の提供

2 県は、次に掲げる施策その他の保護者・養育者その他子ども・若者を養育しようとする者の職業生活及び家庭生活の充実を図るために必要な施策を講ずるものとする。

- 一 仕事と子育ての両立に資するための雇用環境の整備
- 二 家庭における家事及び子育ての協働の推進

3 県は、次に掲げる施策その他の子育て家庭がその地域において安心して過ごすことができるまちづくりの推進を図るために必要な施策を講ずるものとする。

- 一 安心して子ども・若者を養育することができるための住環境の整備
- 二 保護者・養育者その他子ども・若者を養育しようとする者が相互に交流し、子育てに関する不安を解消するとともに、その希望や喜びを共有することができる場の確保

4 県は、ひとり親家庭その他の特別な配慮を要する子育て家庭に対する必要な支援を行うものとする。

5 県は、子育て・子育てに係る経済的負担の軽減を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(財政上の措置等)

第二十条 県は、子育て・子育てに関する施策を推進するため、財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。